

市の沿革（総務課）

1. おいたち

日本一の鳥取大砂丘を有する「鳥取市」は、中国山地から日本海へ北流する千代川流域にひらけた鳥取平野に、古く城下町として生まれ、江戸時代は、鳥取藩池田家32万石の城下町として栄えた。

明治22年10月1日市制を施行し、大正12年に富桑村を編入、昭和7年から昭和12年にかけて、稲葉村をはじめとする周辺4村を編入、昭和28年には千代川左岸地域を中心に15村を編入、昭和30年に米里村、昭和38年に津ノ井村を編入し、県都として、また、山陰地方東部の中核都市として、政治、経済、文化の中心となり発展してきた。

平成の市町村合併により、平成16年11月1日、県東部の6町2村と合併、山陰地方で初めて20万人都市となり、平成17年10月1日には、特例市へ移行した。山陰の発展をリードする中核都市としてさらなる発展を目指している。

2. 主なできごと

時代	西 暦	年 号	主 な で き ご と
戦 国	1545	天文14	山名誠通 久松山に築城（因幡民談記による）
	1573	天正元	山名豊国 天守櫓築城（城下町鳥取誕生）
安土桃山	1581	天正9	吉川経家 羽柴秀吉鳥取城包囲により落城
江 戸	1617	元和3	池田光政 姫路より城主として入城（32万石）
	1632	寛永9	池田光仲 岡山より城主として入城（池田家初代）
	1867	慶応3	池田慶徳 大政奉還（12代）
明 治	1889	明治22	市制施行
	1896	29	鳥取40連隊設置
	1907	40	仁風閣建築（皇太子を迎える）
	1912	45	山陰鉄道 京都～出雲間（現在の山陰本線）全通
大 正	1912	大正元	千代川氾濫による大洪水
	1915	4	上水道給水開始
	1918	7	千代川氾濫による大洪水
	1921	10	鳥取高等農業学校（現在の鳥取大学）開校
	1923	12	千代川氾濫による大洪水
	1925	14	鳥取駅前に温泉湧出
昭 和	1930	昭和5	千代川の大改修完成
	1943	18	鳥取大地震（M. 7. 2 死者1, 083人）
	1949	24	鳥取大学発足
	1952	27	鳥取大火災（焼失面積1. 6km ² ）
	1953	28	15村合併により市の行政基盤固まる（人口63千人から99千人へ）
	1955	30	鳥取砂丘天然記念物に指定
	1963	38	〃 国立公園に指定
	1964	39	市庁舎完成、釧路市と姉妹都市提携（3月18日）
	1967	42	鳥取空港完成
	1972	47	姫路市と姉妹都市提携（3月8日）
	1978	53	鳥取駅高架化完成
	1983	58	つのいニュータウン事業実施基本計画の認可（9月8日）
	1985	60	鳥取南バイパス、駅南広場完成、ジェット機就航、第40回国体（わかとり）開催

時代	西 暦	年 号	主 な で き ご と
平 成	1989	平成元	市制施行100年、'89鳥取・世界おもちゃ博覧会開催、市第2庁舎開庁
	1990	2	韓国・清州市と姉妹都市提携（8月30日）、鳥取港全面供用開始
	1991	3	鳥取砂丘の草原化対策に着手（除草実験・松の抜去）
	1992	4	老人保健施設「やすらぎ」、「新産業創造センター」竣工
	1995	7	市立病院の新築移転、わらべ館の開館（7月7日）
	〃	〃	岩国市と姉妹都市提携（10月13日）
	1997	9	「学習交流センター鳥取」竣工
	〃	〃	「東部広域リファーレンいなば」、「鳥取県東部環境クリーンセンター」竣工
	1998	10	第22回全国育樹祭、とっとり出会いの森で開催
	〃	〃	水道局庁舎新築移転
	1999	11	鳥取新都市（つのいニュータウン）開発整備事業完了
	2000	12	鳥取市歴史博物館「やまびこ館」の開館（7月1日）
	〃	〃	農村型CATV（いなばびよんびよんネット）開局（7月1日）
	2001	13	鳥取環境大学開学（4月1日）
	〃	〃	障害者福祉センター「さわやか会館」開館（5月23日）
	〃	〃	ドイツ・ハーナウ市と姉妹都市提携（11月20日）
	2002	14	ワールドカップサッカー・エクアドル代表チームがキャンプ
	〃	〃	国民文化祭・とっとり2002開催（10月11日）
	〃	〃	男女共同参画センター「輝（き）なんせ鳥取」オープン（10月6日）
	2003	15	市民活動推進センター「アクティブとっとり」オープン（7月13日）
	2004	16	国府町、福部村、河原町、用瀬町、佐治村、気高町、鹿野町及び青谷町を編入合併（11月1日）
	〃	〃	市駅南庁舎開庁
	2005	17	駅南庁舎に市中央図書館が移転開館
	〃	〃	特例市へ移行
	〃	〃	郡山市と姉妹都市提携（11月25日）
	2006	18	白兎と河原の2ヶ所の「道の駅」同時オープン
	2007	19	市の鳥「オオルリ」制定
	2008	20	鳥取市自治基本条例制定
2009	21	2009 鳥取・因幡の祭典開催（4月～3月）	
〃	〃	新しい鳥取市民憲章を制定（10月1日）	
2010	22	鳥取自動車道（県内区間）全線開通（3月）	
〃	〃	山陰海岸ジオパークが「世界ジオパークネットワーク」に加盟（10月）	
〃	〃	江山浄水場完成、全面供用開始（12月）	
2011	23	食のみやこ鳥取県販売拠点施設「わったいな」がオープン（6月）	
〃	〃	第31回全国豊かな海づくり大会開催（10月）	
〃	〃	殿ダム完成（11月）	
2012	24	鳥取環境大学公立大学法人化（4月）	
〃	〃	鳥取砂丘「砂の美術館」（常設設備）開設（4月）	
〃	〃	鳥取市庁舎整備に関する住民投票を実施（5月）	
2013	25	鳥取自動車道（鳥取IC～佐用JCT）全線開通（3月）	
〃	〃	全国都市緑化とっとりフェア開催（9～11月）	
2014	26	鳥取空港（東京－鳥取）5便化決定（3月）	
〃	〃	しゃんしゃん傘踊りがギネス世界記録認定（8月）	
2015	27	第4回アジア太平洋ジオパークネットワーク山陰海岸シンポジウムが日本初開催（9月）	
2016	28	鳥取県中部を震源とする地震が発生し、青谷、鹿野地域の家屋等へ被害（10月）	

3. 市域の変遷

番号	年月日	面積	備考
①	明治22. 10. 1	6. 61km ²	市制施行
②	大正12. 5. 10	10. 75	富桑村編入 (4. 14km ²)
③	昭和 7. 4. 1	21. 82	稲葉村編入 (11. 07km ²)
④	〃 8. 4. 1	34. 82	中ノ郷村編入 (13. 00km ²)
⑤	〃 8. 10. 1	40. 11	美保村編入 (5. 29km ²)
⑥	〃 12. 2. 15	45. 12	賀露村編入 (5. 01km ²)
⑦	〃 28. 7. 1	219. 44	神戸村編入 (23. 06km ²) 大和村編入 (9. 53km ²) 美穂村 〃 (5. 77km ²) 大正村 〃 (5. 08km ²) 東郷村 〃 (16. 87km ²) 豊実村 〃 (6. 62km ²) 明治村 〃 (37. 16km ²) 吉岡村 〃 (12. 32km ²) 大郷村 〃 (9. 50km ²) 末恒村 〃 (11. 85km ²) 湖山村 〃 (12. 14km ²) 松保村 〃 (10. 21km ²) 千代水村 〃 (5. 11km ²) 面影村 〃 (3. 21km ²) 倉田村 〃 (5. 89km ²)
⑧	〃 30. 7. 20	227. 39	米里村編入 (7. 95km ²)
⑨	〃 38. 4. 22	237. 25	津ノ井村編入 (9. 86km ²)
⑩	〃 51. 12. 1	237. 29	河原町と境界変更
⑪	〃 59. 11. 1	237. 28	国府町と境界変更
⑫	平成元. 1. 10	237. 01	官報公告により面積値修正
⑬	〃 2. 7. 27	237. 06	公有水面埋立
⑭	〃 2. 11. 2	237. 09	公有水面埋立
⑮	〃 9. 7. 1	237. 20	公有水面埋立
⑯	〃 16. 11. 1	765. 66	国府町(93. 40km ²)、福部村(34. 94km ²)、河原町(83. 62km ²)、 用瀬町(81. 60km ²)、佐治村(79. 89km ²)、気高町(34. 31 km ²)、鹿野町(52. 77km ²)、青谷町(67. 93km ²) 編入
⑰	〃 27. 3. 6	765. 31	国土地理院公表に伴う変更

4. 地 勢

鳥取市は、鳥取県の東部に位置し、北は日本海に面し、東は岩美町および一部兵庫県、西は湯梨浜町および三朝町、南は八頭町、智頭町および一部岡山県と接し、県庁所在都市として鳥取県東部広域圏の中心をなしている。

岡山、姫路からは100km、神戸、大阪、京都からは150kmの圏域にある。

面積(km ²)	位 置	
	東 経	北 緯
765. 31	極東 134° 26' 27"	極南 35° 16' 17"
	極西 133° 56' 46"	極北 35° 34' 22"

人 口（総務課）

1. 世帯・人口（国勢調査）

	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
人口(人)	131,060	137,060	142,467	146,330	200,744	201,740	197,449	193,717
世帯数(世帯)	39,288	41,642	45,311	48,840	67,790	72,353	73,288	75,941

（平成12年は合併町村を含む合計値）

2. 人口動態

区 分	自然増減	出生数		死亡数	社会増減	転入者数	転出者数
		出生数	死亡数				
平成15年度	223	2,008	1,785	-183	6,013	6,196	
16	79	1,823	1,744	-354	6,589	6,943	
17	-60	1,788	1,848	-752	5,493	6,245	
18	83	1,875	1,754	-703	5,397	6,100	
19	-72	1,852	1,924	-806	5,175	5,981	
20	-213	1,717	1,930	-736	5,338	6,074	
21	-267	1,674	1,941	-265	5,205	5,470	
22	-370	1,691	2,061	-364	4,982	5,346	
23	-268	1,809	2,077	-836	4,763	5,599	
24	-377	1,642	2,019	-1,000	5,021	6,021	
25	-433	1,667	2,100	-455	5,235	5,690	
26	-466	1,628	2,094	-383	5,099	5,482	
27	-523	1,652	2,175	-83	5,029	5,112	
28	-652	1,519	2,171	-360	4,919	5,279	

人口動態 平成28年度（平成28年4月1日～平成29年3月31日）

人 口	自然増減	出生数		死亡数	社会増減	転入者数	転出者数
		出生数	死亡数				
190,139	-652	1,519	2,171	-360	4,919	5,279	

3. 年齢（3区分）別人口（国勢調査）

区 分	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
人口総数	131,606	137,060	142,467	146,330	200,744	201,740	197,449	193,717
増加率(%)	7,2	4,6	3,9	2,7	37,2	0,5	△2,1	△1,9

個人、法人を問わず、だれでも開示請求をすることができる。

3. 制度を実施する機関

・市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、病院事業管理者、議会

4. 対象となる行政文書

職員が職務上作成または取得した文書、図画及び電磁的記録で、実施機関の職員が組織的に用いるものとして、実施機関が保有しているものが対象となる。

5. 開示しない情報

情報公開制度では、原則公開としているが、次のいずれかに該当する情報が記録されている行政文書については、開示しないこととしている。

- (1) 法令等の規定により公にすることができないとされる情報
- (2) 個人に関する情報
- (3) 法人等の事業に関する情報
- (4) 公共の安全秩序情報
- (5) 国等との協力関係情報
- (6) 事務事業の執行に関する情報
- (7) 意思形成過程情報
- (8) 合議制機関等議事運営情報

※ 内容によっては、行政文書が存在しているかどうかを明らかにすることができない場合もある。

6. 請求の方法

「開示請求書」に所定の事項（住所、氏名、必要とする行政文書の内容など）を記入して、開示を請求。（受付窓口：市役所総務課情報公関係、水道局総務課、市立病院総務課）

7. 開示・不開示等の決定

請求のあった日から15日以内に開示・不開示等を決定し、通知書でお知らせする。ただし、やむを得ない理由があるときは、決定期間を延長することがある。

8. 開示の方法・費用

開示は決定通知書でお知らせした日時に、指定の場所で閲覧や写しの交付によって行う。閲覧に係る手数料は無料としているが、写しの交付の場合は、モノクロームA3版まで1枚（片面）につき10円、カラーA3版まで1枚（片面）につき50円のコピー代を負担していただく。

9. 決定に不服があるとき

開示請求に関する決定に不服のある場合は、行政不服審査法による審査請求ができる。この場合、「鳥取市情報公開・個人情報保護審査会」で審査を行い、実施機関はその審査結果を尊重し、審査請求に対する裁決を行う。

個人情報保護制度（総務課）

1. 個人情報保護制度とは

情報通信技術の発展により、情報が大量かつ迅速に流通し、私達の生活に多くの利便をもたらしている。その一方で、自分の知らないところで個人情報が利用されるなど、不適正な取扱いによって個人の権利利益が侵害される危険性が高まっている。

そこで、鳥取市では、市が保有する市民の個人情報を守り、適正に取り扱うため「鳥取市個人情報保護条例」を制定し、次のようなことを定めた。

- ◎市が市民の個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）に定める特定個人情報を含む。以下同じ。）を取得、管理、利用、提供などを行う場合のルール
- ◎市民が自己の個人情報の開示や訂正などを求める権利

2. 制度における個人情報とは

市が課税や市民サービスなどのあらゆる業務を行うため保有している個人に関する情報（氏名、住所、生年月日、収入など）をいう。

3. 制度を実施する機関

- ・市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、病院事業管理者、議会

4. 個人情報を適正に取り扱うためのルール

◆個人情報の取得の制限◆

- ・取得する目的を明確にし、必要な範囲内で取得する。
- ・原則として、本人から取得し、思想、信条、信教、社会的差別の原因となるおそれのある情報は、取得しない。

◆個人情報の利用及び提供の制限◆

- ・原則として取得した目的以外に利用、提供しない。
- ・オンライン結合による個人情報の提供は、原則として行わない。

◆個人情報の適正な管理◆

- ・個人情報は、正確で最新のものを保有する。
- ・個人情報の漏えい、改ざん等を防止する。
- ・必要がなくなった個人情報は原則として速やかに廃棄する。

◆個人情報取扱事務登録簿の閲覧◆

市がどのような個人情報を取得し、どのように利用しているかなどを明らかにするため、個人情報を取り扱っている事務の目的や内容などを記録した「個人情報取扱事務登録簿」を作成し、市民にお知らせする。この登録簿は、総務課で自由に閲覧できる。

5. 個人情報の開示、訂正などを求める権利

◆開示請求権◆

だれでも、市が保有している自己に関する個人情報の開示請求をすることができる。開示請求書が提出された場合、15日以内に開示の可否を決定し、通知書でお知らせする。ただし、やむを得ない理由があるときは、決定期間を延長することができる。

※請求の際には、運転免許証やパスポートなど本人であることを証明する書類が必要。

◆開示できない個人情報◆

開示請求のあった個人情報は、原則として開示されるが、次に掲げる情報が含まれている個人情報は、開示できない場合がある。

- 1 法令等により開示をすることができない情報
- 2 本人の生命、健康、生活、財産を害するおそれがある情報
- 3 個人の評価、診断、判定、選考、指導、相談等に関する情報
- 4 本人以外の情報が含まれている場合
- 5 犯罪の予防、公共の安全、秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報
- 6 国等との間における協議、協力、依頼等に基づいて市が作成、または取得した情報
- 7 市の機関内部、機関相互、市の機関と国等との間における審議、検討、協議に関する情報
- 8 監査、検査、取締り、試験、租税の賦課及び徴収、契約、交渉、争訟、調査研究等に関する情報

※内容によっては個人情報が存在しているかどうかを明らかにすることができない場合もある。

◆費用◆

個人情報の開示等に係る手数料は無料とするが、写しの交付を希望される場合は、モノクロームA3版まで1枚(片面)につき10円、カラーA3版まで1枚(片面)につき50円のコピー代を負担していただく。

◆訂正等請求権◆

開示を受けた自分の個人情報が事実と違う場合は、その個人情報の訂正、追加、削除を請求することができる。訂正等請求書が提出された場合、すみやかに訂正等の可否を決定し本人に通知するが、訂正等に係る調査や事実確認に期間を要する場合には、遅くとも30日以内に、訂正等をするかどうか決定する。

※請求の際には、運転免許証やパスポートなど本人であることを証明する書類とともに、事実を立証する書類が必要。

◆利用停止等請求権◆

開示を受けた自分の情報が、取得の制限に違反して集められた場合や、取得した目的以外に利用されている、または提供されている場合には、その利用の停止、消去、提供の停止を請求することができる。利用停止等請求書が提出された場合、すみやかに利用停止等の可否を決定し本人に通知するが、利用停止等に係る調査や事実確認に期間を要する場合には、遅くとも30日以内に、利用停止等をするかどうか決定する。

※請求の際には、運転免許証やパスポートなど本人であることを証明する書類が必要。

6. 決定に不服があるとき

開示請求や訂正等請求などに関する決定に不服のある場合は、行政不服審査法による審査請求ができる。この場合、「鳥取市情報公開・個人情報保護審査会」で審査を行い、実施機関はその審査結果を尊重し、審査請求に対する裁決を行う。

マイナンバー（社会保障・税番号）制度（総務課）

1. マイナンバー制度とは

平成25年5月31日に番号法が公布された。全ての国民に付番されるマイナンバー（個人番号）によって、行政機関間で個人情報を連携して利用することが可能となり、市民の申請手続きの負担軽減と事務の効率化が図られる。

2. マイナンバーの利用範囲

番号法でマイナンバーの利用を社会保障・税・災害対策の3分野に限定し、年金、雇用保険、医療保険の手続き、生活保護や福祉の給付、確定申告などの税の手続きなど、法で定められた事務に限り、マイナンバーが利用される。

市町村独自の事務についても、社会保障・税・災害対策の分野であれば条例で定めることでマイナンバーを利用できる。

3. マイナンバー制度の目的

①行政の効率化

情報の照合や入力などに要している時間や労力の削減。

②国民の利便性の向上

添付書類の省略など、行政手続きの簡素化による利便性の向上。

③公正な給付やサービスの確保

所得や他の行政サービスの受給状況の正確な把握により、給付漏れや二重給付等を防止。

4. 個人情報の保護措置

特定個人情報（マイナンバーをその内容に含む個人情報）の取扱いが適正に行われるよう、現行の個人情報保護法等における個人情報保護措置を基本とした上で、一般の個人情報よりもさらに手厚い保護措置が講じられる。

【制度上の保護措置】

①番号法が規定しない特定個人情報の収集・保管、ファイル作成の禁止。

②厳格な本人確認の義務づけ。

③罰則の強化。

④個人情報保護委員会（国の第三者機関）による各機関の監視・監督。 など

【情報システム上の保護措置】

①利用する個人情報は、国が一元管理せず、従来通り各行政機関が分散管理。

②行政機関間の情報連携には、マイナンバーを変換した符号を使用。

③各行政機関で、個人番号事務を実施する権限を持った職員以外がマイナンバーを扱うシステムを利用できないよう制御。 など

5. 制度導入までのスケジュール

平成27年10月 マイナンバー、法人番号の付番及び通知・法人番号利用開始

平成28年1月 マイナンバーカードの交付・マイナンバーの利用開始

6. 鳥取市における取り組み体制

マイナンバー制度の導入をさらなる市民サービスの向上と行政運営の効率化につなげていくために、平成26年1月6日に鳥取市社会保障・税番号制度導入推進本部を設置した。

各業務システムへのマイナンバー対応機能整備、業務手順の見直し、特定個人情報保護評価の実施、関係例規の改正・整備等及びマイナンバーカードの利活用検討などに取り組んでいる。

行政不服審査制度（総務課）

1. 行政不服審査制度（行政不服審査法に基づく審査請求）とは

行政不服審査制度とは、行政庁による違法・不当な処分その他公権力の行使に当る行為により、国民の権利利益が侵害された場合に、公平な手続の下で、その簡易な救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保するための制度である。

2. 審査請求の対象

- (1) 行政庁の処分その他公権力の行使に当る行為（行政処分）
- (2) 申請に対する処分の不作為

3. 審査請求ができる者

行政庁の処分又は不作為に不服がある者（ただし、不服を申立てる法律上の利益がある者又は第三者に対する処分によって権利利益の侵害を受ける者に限る。）

4. 審査請求をすべき行政庁

- (1) 処分した行政庁（処分庁）又は不作為に係る行政庁（不作為庁）に上級行政庁がない場合 当該処分庁又は不作為庁（鳥取市等）
- (2) 前号以外の場合 当該処分庁の最上級行政庁（鳥取県、国等）

5. 審査請求期間

処分があったことを知った日（処分の決定の通知を受け取った日）の翌日から起算して3か月以内。ただし、3か月经過しない場合であっても、処分があった日の翌日から1年を経過した後は、審査請求することができない。

なお、正当な理由があれば、これらの期間を経過した後でも審査請求を認められる場合がある。（※別に法令で審査請求期間が定められている場合は、その期間となる。）

6. 審査請求の手続き（市長に対する審査請求の場合）

任意の様式に所定の事項（審査請求の申請の日付、審査請求人の住所、氏名、処分の内容、処分のあったことを知った日、審査請求の趣旨及び理由、処分庁の教示の有無、内容等）を記入し、押印のうえ処分した担当部局又は総務部総務課へ提出。

7. 審理員による審理の手続き

- (1) 審査請求内容の処分の適法性、妥当性の審理のため、処分に関わりのない者として審理員が第一に審理を行う。(本市では、本市の監査委員事務局の職員から審理員を市長が任命する。)
- (2) 審理員は、処分庁(処分した課)に弁明書を、審査請求人には、弁明書を基にした反論書を求め、審理の上、審理が終了した後、請求に対する審理員意見書を作成し、市長(審査庁:総務部総務課)へ提出する。
- (3) 審査請求人は、前号の審理において処分庁に対して直接質問ができる等の口頭意見陳述の機会を求めることができる。審理員は、請求人の求めに応じて口頭意見陳述を行う。
 ※行政委員会(教育委員会等)及び附属機関(建築審査会等)又は市長に対する審査請求のうち審理員による審理を行わないもの(情報公開等の開示決定に対する審査請求)は、手続きが異なる。

8. 行政不服審査会による審査の手続き

- (1) 市長(審査庁)は、審理員意見書を基に鳥取市行政不服審査会へ諮問し、審査会は、請求された処分の内容について改めて審査を行う。
- (2) 審査会の委員は、第三者である弁護士、行政書士、学識経験者等で構成され、市長が任命する。
- (3) 審査会は、審査請求人から口頭意見陳述の求めがあり、必要と認める場合は、関係者を集めて口頭意見陳述を行う。
- (4) 審査会は、審査が終了し、審理員意見書の諮問に対して答申をしたときは、市長(審査庁)に送付する。

9. 裁決の手続き

- (1) 市長(審査庁)は、審査会の答申を尊重し、審査請求に対する裁決を行う。ただし、答申の意見と違う裁決を行う場合は、その理由を付すこととされている。
- (2) 市長(審査庁)は、裁決書を審査請求人及び処分庁へ送付し、審査請求人がこの裁決に不服がある場合は、裁決を知った日(裁決書を受け取った日)の翌日から起算して6か月以内に裁判所に対して、裁決の取消しについて市長を被告として訴えることができる。

10. 審査請求してから裁決までの期間(標準審理期間)

本市では、審査請求してから裁決がなされるまでの標準的な審理の期間を6か月としている。

11. 審査請求に対する費用について

審査請求に対する費用は無料である。ただし、審理手続に係る資料及び行政不服審査会の審査に係る資料のコピーは、有料となる。(A3版までモノクローム1枚(片面)10円、カラー(片面)20円)

平成29年度予算の概要 (行財政改革課)

1. 一般会計

(1) 財政規模

予算総額	96,200,000千円	対前年度伸率	4.2%
(うち一般財源)	53,291,895千円	対前年度伸率	▲1.7%

(2) 歳入

(単位：千円)

科 目	29年度 (A)	28年度 (B)	増 減 (A) - (B)	伸び率 (%)	構 成 比 (%)		
					29年度	28年度	
① 市 税	22,900,000	22,700,000	200,000	0.9	23.8	24.6	
2 地方交付税	22,367,060	23,592,322	▲ 1,225,262	▲ 5.2	23.3	25.6	
3 地方特例交付金	85,744	79,614	6,130	7.7	0.1	0.1	
4 その他交付金	4,429,788	4,511,380	▲ 81,592	▲ 1.8	4.6	4.9	
⑤ 分担金・負担金	999,336	1,033,253	▲ 33,917	▲ 3.3	1.0	1.1	
⑥ 使用料・手数料	1,629,524	1,579,511	50,013	3.2	1.7	1.7	
7 国・県支出金	18,523,886	18,365,410	158,476	0.9	19.3	19.9	
⑧ 財産収入	109,692	136,560	▲ 26,868	▲ 19.7	0.1	0.1	
9 市 債	12,029,600	9,305,300	2,724,300	29.3	12.5	10.1	
内 通 訳 常 特 例	債	8,929,600	6,205,300	2,724,300	43.9	9.3	6.7
	債	3,100,000	3,100,000	0	0.0	3.2	3.4
⑩ そ の 他	13,125,370	10,996,650	2,128,720	19.4	13.6	11.9	
計	96,200,000	92,300,000	3,900,000	4.2	100.0	100.0	

(注) 「(2) 歳入」のうち、○印が自主財源。

(3) 歳出

(単位：千円)

科 目	29年度 (A)	28年度 (B)	増 減 (A) - (B)	伸び率 (%)	構 成 比 (%)		
					29年度	28年度	
① 人 件 費	11,933,889	12,170,290	▲ 236,401	▲ 1.9	12.4	13.2	
うち職員人件費	9,319,880	9,291,824	28,056	0.3	9.7	10.1	
2 維持・物件費	12,352,474	11,805,737	546,737	4.6	12.9	12.8	
③ 扶 助 費	18,795,999	18,309,456	486,543	2.7	19.5	19.8	
4 補 助 費 等	10,245,090	10,274,346	▲ 29,256	▲ 0.3	10.7	11.1	
5 投資的経費	12,438,284	9,713,917	2,724,367	28.0	12.9	10.5	
内 普 訳 通 そ 災	普通建設・補助事業	3,554,762	4,976,366	▲ 1,421,604	▲ 28.6	3.7	5.4
	普通建設・単独事業	8,602,168	4,419,659	4,182,509	94.6	8.9	4.8
	そ の 他	281,354	317,892	▲ 36,538	▲ 11.5	0.3	0.3
	災 害 復 旧 費	0	0	0	-	0.0	0.0
6 出資・貸付・積立金	8,876,772	8,582,980	293,792	3.4	9.2	9.3	
⑦ 公 債 費	10,011,651	10,012,138	▲ 487	0.0	10.4	10.9	
8 繰 出 金	11,545,841	11,431,136	114,705	1.0	12.0	12.4	
計	96,200,000	92,300,000	3,900,000	4.2	100.0	100.0	

(注) 「(3) 歳出」のうち、○印が義務的経費。

(4) 予算の分析

(単位：千円)

区 分	29年度 (A)	28年度 (B)	増 減 (A) - (B)	伸び率 (%)	構 成 比 (%)	
					29年度	28年度
自 主 財 源	38,763,922	36,445,974	2,317,948	6.4	40.3	39.5
依 存 財 源	57,436,078	55,854,026	1,582,052	2.8	59.7	60.5

義 務 的 経 費	40,741,539	40,491,884	249,655	0.6	42.4	43.9
-----------	------------	------------	---------	-----	------	------

2. 特別会計 (15会計)

(単位：千円)

会 計 別	29年度 (A)	財 源 内 訳				28年度 (B)	増減 (A) - (B)	伸び率 (%)
		国 県	起 債	その他	一般財源			
土地区画整理費	118,360			17,033	101,327	132,863	▲14,503	▲10.9
簡易水道事業費	0					1,891,088	▲1,891,088	▲100.0
公設地方卸売市場事業費	38,120			35,351	2,769	35,396	2,724	7.7
駐車場事業費	31,011			31,011		26,174	4,837	18.5
国民健康保険費	22,006,425	5,358,607	3,000	14,952,412	1,692,406	22,167,559	▲161,134	▲0.7
高齢者・障害者住宅整備資金貸付事業費	5,448		4,100	1,284	64	5,353	95	1.8
住宅新築資金等貸付事業費	29,687	3,382		26,305		37,377	▲7,690	▲20.6
土地取得費	1,012			1,012		946	66	7.0
墓苑事業費	168,759			168,759		21,771	146,988	675.2
介護保険費	19,395,414	7,518,512		9,141,605	2,735,297	18,693,145	702,269	3.8
財産区管理事業費	9,009			9,009		6,355	2,654	41.8
温泉事業費	51,413			51,413		49,790	1,623	3.3
観光施設運営事業費	15,191			2,750	12,441	11,048	4,143	37.5
介護老人保健施設事業費	81,809			36,924	44,885	195,653	▲113,844	▲58.2
後期高齢者医療費	1,962,873			1,448,205	514,668	1,937,434	25,439	1.3
電気事業費	27,494			27,494		27,288	206	0.8
計	43,942,025	12,880,501	7,100	25,950,567	5,103,857	45,239,240	▲1,297,215	▲2.9

3. 企業会計 (4会計)

(単位：千円)

会 計 別	29 年 度		28 年 度		伸 び 率 (%)		備 考
	金 額	繰 入 金	金 額	繰 入 金	金 額	繰 入 金	
水 道 事 業	8,346,489	1,190,896	6,293,426	421,197	32.6	182.7	
工業用水道事業	9,495	0	6,555	0	44.9	0.0	
下水道等事業	16,697,394	3,932,453	16,583,030	4,110,951	0.7	▲4.3	
病 院 事 業	9,667,203	1,318,635	9,743,181	1,355,098	▲0.8	▲2.7	
計	34,720,581	6,441,984	32,626,192	5,887,246	6.4	9.4	

総合計	29年度 (A)	28年度 (B)	増減 (A) - (B)	伸び率 (%)
	174,862,606	170,165,432	4,697,174	2.8

4 款別歳出の状況

(一般会計)

(単位：千円)

科目	平成29年度(A)	平成28年度(B)	増減 (A)-(B)	伸び率 (%)	構成比 (%)	
					29年度	28年度
議会費	466,650	466,639	11	0.0	0.5	0.5
総務費	13,028,607	8,217,725	4,810,882	58.5	13.5	8.9
民生費	33,041,451	32,140,213	901,238	2.8	34.4	34.8
衛生費	7,542,305	6,479,173	1,063,132	16.4	7.8	7.0
農林水産業費	3,043,852	3,144,707	▲100,855	▲3.2	3.2	3.4
商工費	12,019,410	13,043,812	▲1,024,402	▲7.9	12.5	14.1
土木費	7,920,870	8,034,714	▲113,844	▲1.4	8.2	8.7
消防費	2,665,524	2,617,433	48,091	1.8	2.8	2.9
教育費	6,429,430	8,113,196	▲1,683,766	▲20.8	6.7	8.8
災害復旧費	0	0	0	-	0.0	0.0
公債費	10,011,901	10,012,388	▲487	▲0.0	10.4	10.9
予備費	30,000	30,000	0	0.0	0.0	0.0
計	96,200,000	92,300,000	3,900,000	4.2	100.0	100.0

行財政改革（行財政改革課）

昭和61年9月策定	第1次鳥取市行政改革大綱
《内 容》○事務事業の見直し、○組織機構の簡素合理化、○給与の適正化、○定員管理の適正化 ○民間委託、○A化等事務改善の推進、○会館等公共施設設置及び管理運営の合理化	
平成6年6月策定	第2次鳥取市行政改革大綱（平成7～11年度） (事務・事業、組織・機構及び公共施設の管理運営の見直し並びに業務の電算化についての基本方針を位置付け)
《内 容》○事務事業の見直し、○事務事業の委託の推進 ○組織機構の見直し、○公共施設の管理運営のあり方の検討	
平成11年3月策定	第3次鳥取市行政改革大綱（平成11～15年度）
《内 容》○行政の透明性の向上と公正の確保、○行財政運営の効率化 ○時代に即応した組織・機構づくりと人材の育成	
平成17年3月策定 平成20年1月改定	第4次鳥取市行財政改革大綱（平成17～21年度）
《内 容》○市民等との協働、○顧客重視、○健全財政、○効率的な業務プロセス、○高度な執行体制	
平成21年11月策定	第5次鳥取市行財政改革大綱（平成22～26年度）
《内 容》○市民等との協働 ○持続可能で安定した財政基盤の確立 ○効率的な業務プロセスと高度な執行体制の確立	
平成27年3月策定	第6次鳥取市行財政改革大綱（平成27～31年度）
《内 容》○協働のもと信頼される都市経営の推進 ・ 圏域をけん引する都市経営の推進 ・ コンパクトなまちづくりの推進 ・ 参画と協働によるまちづくりの推進 ・ 行政の事務・事業領域の見直し及び適切な業務分担 ・ 広聴・広報の充実 ○将来にわたる税財源の拡充 ・ 転入超過都市への転換 ・ 結婚・妊娠・出産・子育て対策の重点化 ・ 高齢者・女性の社会参加の促進 ・ 交流人口の拡大 ・ 税・税外収入の収納率の向上及び使用料等の適正化 ・ 新たな財源の確保・充実 ○身の丈に合った歳出規模の堅持 ・ 財産経営の推進 ・ 成果、優先度等に基づく事業の整理合理化 ・ 精緻な財務情報に基づく健全財政の堅持 ・ 経費の節減合理化 ・ 外郭団体の経営健全化 ・ 公営企業等の経営健全化 ○挑戦し続けるマネジメントの確立 ・ 電子自治体の推進 ・ 業務実施手順の改善と業務執行の適正化 ・ 組織・機構の見直し ・ 人的資源管理の戦略化 ・ 定員管理の適正化 ・ 職員評価・給与制度の見直し	

指定管理者制度（行財政改革課）

鳥取市の指定管理者制度の概要

○指定管理者制度とは

この制度は、体育館や公園、市民会館など市民のみなさんに利用していただくための施設（「公の施設」という。）を、民間企業やNPOなどの法人や団体に管理運営をしていただく制度。

民間事業者やNPO法人、市の外郭団体などを対象に幅広く公募を行い、管理費用、企画などの提案内容を審査し、最もふさわしい施設の管理者を指定する。

こうして施設管理を任された団体を「指定管理者」という。

○公の施設の定義

公の施設とは、市民の福祉向上のために、市民の利用に供する目的で、地方公共団体が設置した施設

○指定管理者制度導入の効果

民間経営の発想やノウハウを取り入れたり、優れた運営方針の団体が効率的な施設管理を行うことで、利用者サービスの向上と管理経費の節減を図ることができる。

（利用者サービスの向上例：自主事業の開催、利用料金の値下げ、利用時間の延長など。）

○サービス水準等

施設管理の基準は条例で定められており、今までのサービスが低下することはない。

また、指定管理者が適正な管理を行わないときは、市が改善指導を行い、場合によっては鳥取市指定管理者監理委員会の審議を経て指定を取り消す。

○本市の取り組み

平成16年度に全ての公の施設について、市が直接管理（直営）するか指定管理者制度を導入するかの検討を行い、平成18年度に本格的な導入を行った。引き続き、指定期間終了に伴う指定管理者の更新や、新規施設・直営施設について導入の検討を行う。

指定管理者制度を導入する施設については、指定管理者の公募等、選定、市議会での指定の議決を経て指定管理者を指定する。

○指定管理者制度導入施設

導入年度	18年度まで	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
施設数	225施設	2施設	3施設	6施設 (廃止6)	1施設 (廃止1)	0
導入年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	合計
施設数	3施設	3施設 (廃止3)	1施設	3施設 (廃止1)	(廃止2)	234施設

○指定管理までの流れ

- ① 公募
- ② 施設説明会の実施
- ③ 申請書類の提出
- ④ 選考委員会（外部委員を含む委員で構成）の開催
- ⑤ 指定管理者候補者の選定
- ⑥ 市議会での指定管理者の指定の議決
- ⑦ 指定管理者の指定
- ⑧ 協定の締結
- ⑨ 指定管理の開始

○応募の資格

応募には次の資格が必要

- ◎法人その他の団体又は複数の団体で構成されたグループであること。
(法人格の有無は問わないが、個人で応募することはできない。)
- ◎施設を管理運営する能力があること。
- ◎次のいずれかにあてはまる場合は、応募できない。
 - ・法律行為を行うことができない
 - ・破産者で復権していない
 - ・鳥取市税を滞納している
 - ・市議会議員、市長などの特別職、市の職員などが会長、理事長、社長などの役員を務めているなどの団体等
- ◎そのほか施設に応じた応募資格がある。

○公募以外の指定管理者

次の施設は、公募によらず指定管理者を選定する場合がある。

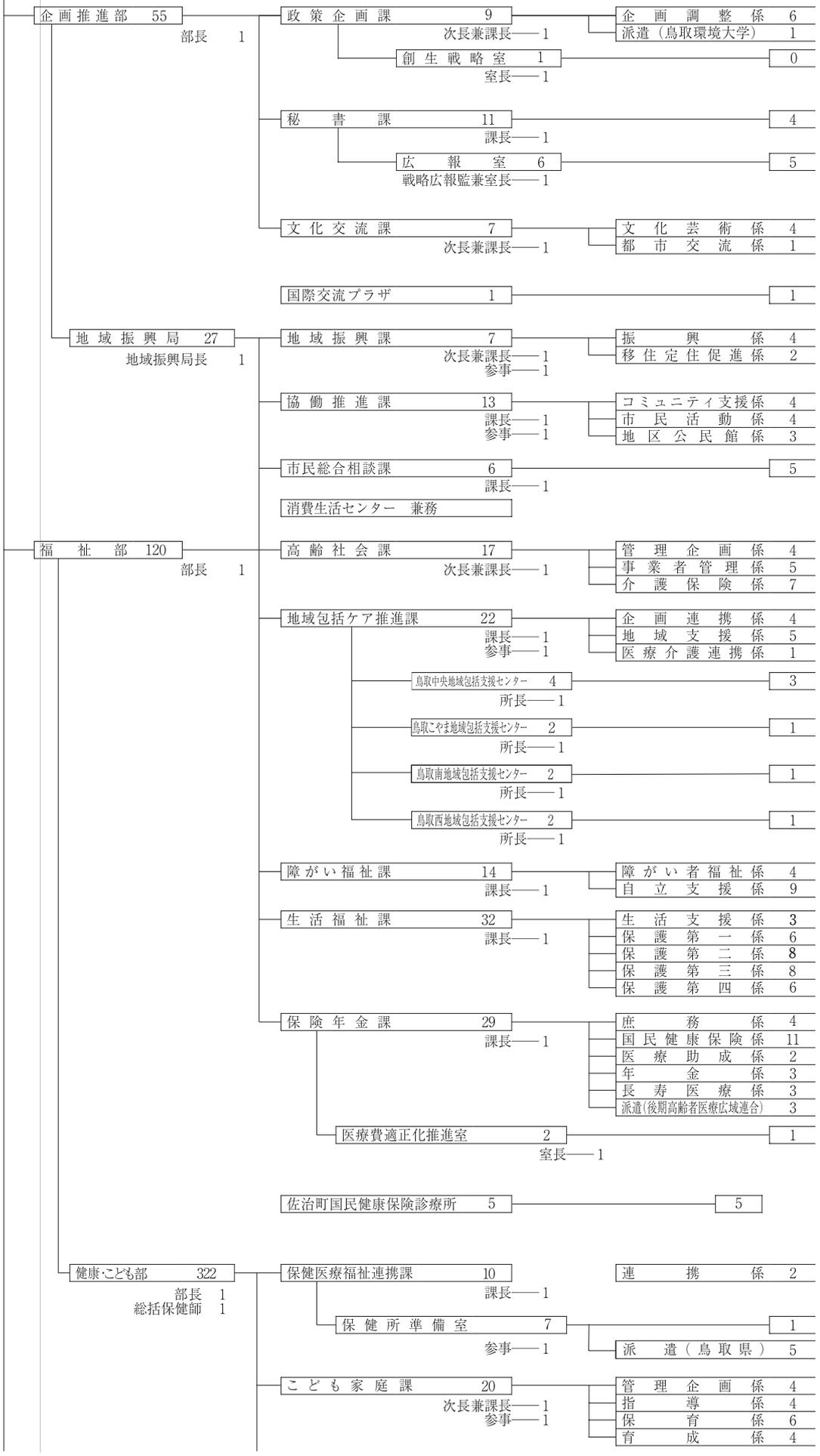
- ◎地域の自治会などにより利用される施設で、地域住民の団体などが指定管理者となることを希望する施設
- ◎専門的な事業を行っており、事業に係るノウハウや人材のネットワークが、相当蓄積されている施設
- ◎福祉施設などで職員の交代が不適當な施設
- ◎高度な個人情報の保護が必要な施設
- ◎周辺地域の人材を活用している施設
- ◎P F I事業者が指定管理者となることを希望する施設
- ◎市民との協働により管理運営が行われている施設 など

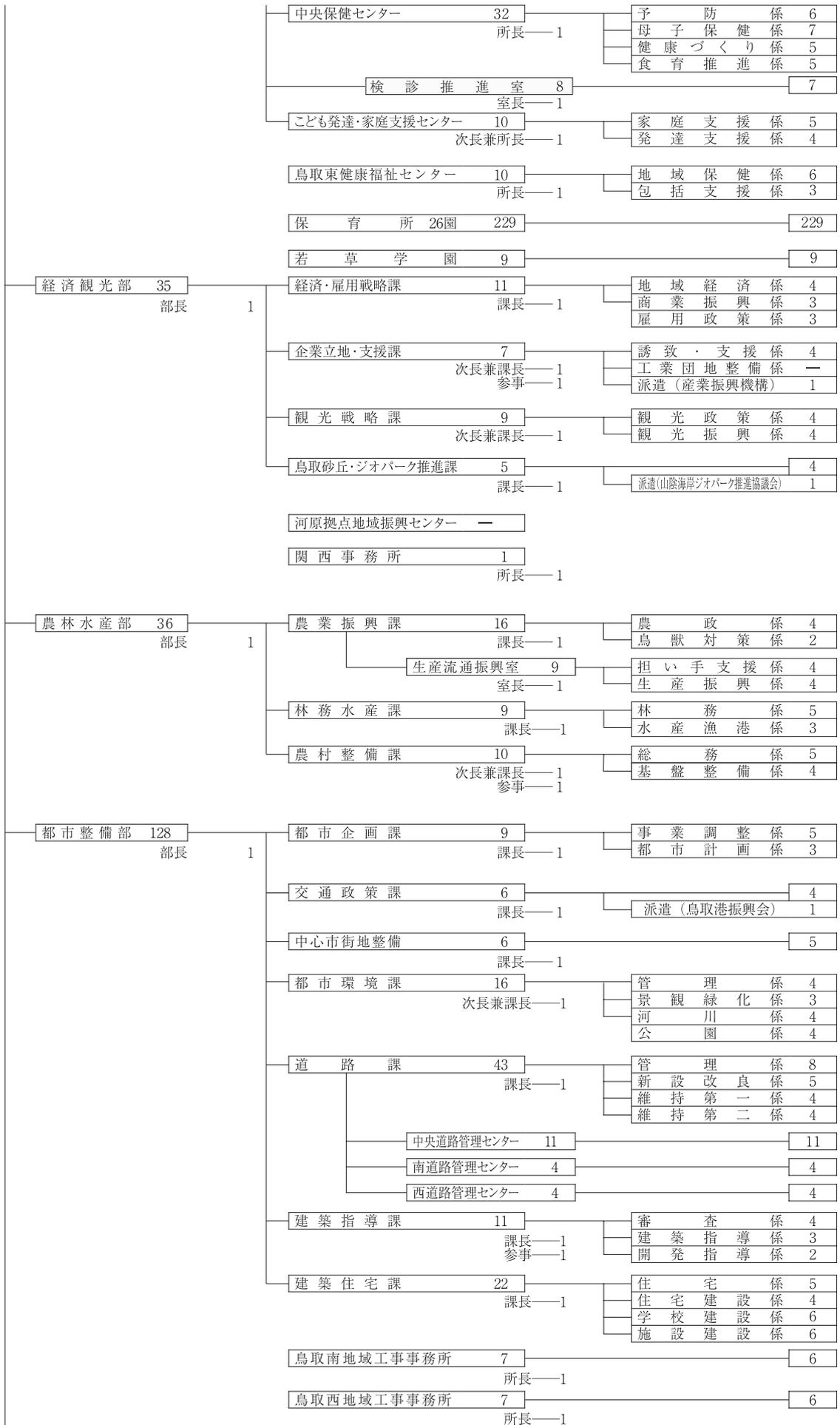
○モニタリングによるサービスの向上

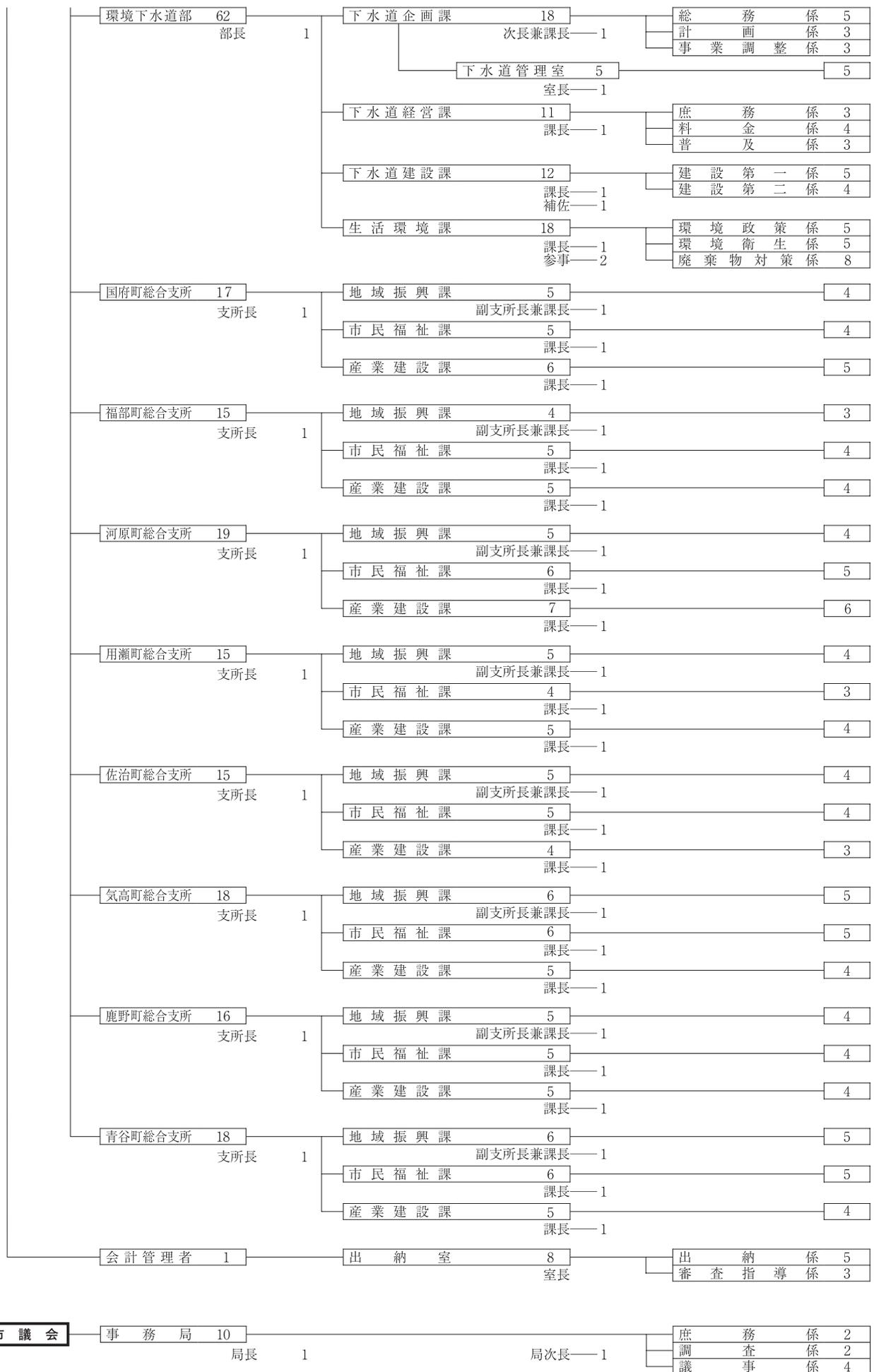
指定管理者と市が、指定管理施設の管理運営状況と課題等を把握し、共に適正な施設の管理運営や利用者満足度の向上に努めることを目的としてモニタリングを実施する。

○モニタリングの方法

- ◎全ての指定管理施設が対象
- ◎指定管理者は施設ごとに「年度事業評価書（以下、評価書という）」を作成
年間の点検、評価はもちろんのこと、日常的、月次、半期ごとの点検、評価も行う。
- ◎「評価書」に基づき点検・評価
指定管理者は自己評価を行い、市は提出された「評価書」に基づき評価を行い、選考委員会に評価結果を報告し、専門的・客観的な視点に立った意見をもらう。
- ◎点検・評価に基づく改善
上記の点検・評価に基づき、指定管理者は自主的な改善に努め、次期事業計画に反映させる。市は助言や指摘を行う。
- ◎評価結果の公表
評価結果は、市のホームページへの掲載や、当該施設への掲示により行う。







**教育委員会
(教育長を除く。)**

事務局 100

副教育長 1

教育総務課 12
次長兼課長 1

総務係 4
学校施設係 5

校区審議室 2 2

学校教育課 14
次長兼課長 1
参事 1

学務係 4
指導係 5
生活指導係 3

学校保健給食課 6
課長 1

学校保健・支援係 2
学校給食係 3

文化財課 8
課長 1
参事 1

保存整備係 4
鳥取城整備推進係 2

生涯学習・スポーツ課 13
次長兼課長 1

生涯学習係 5
スポーツ振興係 4
施設係 3

国府町分室 2 2

福部町分室 2 2

河原町分室 2 2

用瀬町分室 2 2

佐治町分室 2 2

気高町分室 2 2

鹿野町分室 2 2

青谷町分室 2 2

教育センター 5
所長 1

研修企画係 2
特別支援教育係 2

中央図書館 8
館長 1

7

用瀬図書館 1 1

気高図書館 1 1

幼稚園(3園) 11 11

さじアストロパーク 4 4

監査委員

事務局 7
局長 1

局次長 1
参事 1 4

選挙管理委員会

事務局 5
局長 1

局次長 1 選挙係 3

農業委員

事務局 6
局長 1

農地係 3
農政係 2

総合計 1,254

(特別職、教育長を除く)

2. 組織数職員数

(平成29年4月1日現在)

部 局	部・局	監	支所	課・室	課の内部組織		定 数	職員数
					室・センター	係		
市長事務局	12	2	8	73	15	124	1,290	1,126
議会	1					3	12	10
選挙管理委員会	1					1	6	5
監査委員	1						8	7
公平委員会	1						2	
農業委員会	1					2	8	6
教育委員会	1			13	1	12	144	100
合 計	18	2	8	86	16	143	1,470	1,254

※職員数は、公の施設などの職員を含む。

職 員 給 料 (職員課)

1. 職員の給料

(平成29年4月1日現在)

職種	職員数	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	811人	328,800円	44.1歳
技能労務職	57人	330,500円	49.1歳

※代表的な職種を掲載しています。

2. 特別職の職員の給与・報酬

(1) 議会議員の報酬

(平成29年4月1日現在)

議長	副議長	議員
584,000円	513,000円	475,000円

(2) 市長、副市長、教育長の給料

(平成29年4月1日現在)

市長	副市長	教育長
1,026,000円	850,000円	722,000円

(3) その他の特別職の報酬

(平成29年4月1日現在)

職 名		報 酬 額
教 育 委 員 会	委 員	月 額 56,500 円
監 査 委 員	代 表	月 額 81,500 円
	学 識 経 験 者	月 額 74,000 円
	議 員	月 額 37,000 円
選 挙 管 理 委 員 会	委 員 長	月 額 39,000 円
	委 員	月 額 31,500 円
公 平 委 員 会	委 員 長	月 額 29,500 円
	委 員	月 額 27,000 円
農 業 委 員 会	会 長	月 額 56,000 円
	会 長 職 務 代 理	月 額 28,500 円
	部 会 長	月 額 28,500 円
	部 会 長 職 務 代 理	月 額 28,500 円
	委 員	月 額 27,000 円
固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 委 員		日 額 7,000 円
地 区 公 民 館 長		月 額 63,000 円
ス ポ ー ツ 推 進 委 員		年 額 27,500 円
交 通 安 全 指 導 員		年 額 39,500 円
審 査 会 及 び 審 議 会 等 の 委 員 そ の 他 の 構 成 員		日 額 7,000 円
選 挙 長		選 挙 に つ き 10,600 円
投 票 管 理 者	投 票 所	選 挙 に つ き 12,600 円
	期 日 前 投 票 所	日 額 11,100 円
開 票 管 理 者		選 挙 に つ き 10,600 円
選 挙 立 会 人		選 挙 に つ き 8,800 円
投 票 立 会 人	投 票 所	選 挙 に つ き 10,700 円
	期 日 前 投 票 所	日 額 9,500 円
開 票 立 会 人		選 挙 に つ き 8,800 円

※選挙長等は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に定める額

市 庁 舎 (財産経営課)

1. 初 代 明治23年1月4日 開庁
 因幡高等小学校女子部校舎を市庁舎とする。
2. 二 代 目 大正11年12月 新築 わが国最初のブロック建築
 建築費63,000円
3. 三 代 目 (本庁舎) 昭和39年9月21日開庁
 所在地 鳥取市尚徳町116番地
 用途地域 商業地域
 敷地面積 3,963.86㎡
 建築面積 1,459.28㎡
 延床面積 地下 469.07㎡
 1階 1,508.70㎡
 2階 1,304.39㎡
 3階 918.72㎡
 4階 918.72㎡
 5階 918.72㎡ (内 議場 200.10㎡)
 6階 701.64㎡
 塔屋 69.60㎡
 総計 6,809.56㎡
 構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨造、鉄筋コンクリート造)
 規 模 地下1階 地上6階 塔屋3階
 最高の高さ 31.3m
 工 期 着工 昭和38年6月3日、竣工 昭和39年8月31日
 工 事 費 300,560千円
 (第2庁舎) 平成元年1月、旧明治生命ビルを第2庁舎として取得。
 昭和43年建築 敷地面積641.35㎡ 延床面積2,252.50㎡

4. 市町村合併に伴う庁舎取得

平成16年11月1日 旧ダイエー鳥取駅南店を駅南庁舎とし、合併前8町村庁舎を総合支所庁舎とする。

	(建築年月日)	(敷地面積)	(延床面積)
(駅南庁舎)	平成元年	5,781.43㎡	27,647.62㎡
(国府町総合支所庁舎)	平成8年	2,791.00㎡	1,339.98㎡
(福部町総合支所庁舎)	昭和44年	6,758.65㎡	1,794.50㎡
(河原町総合支所庁舎)	昭和43年	8,968.00㎡	2,134.58㎡
(用瀬町総合支所庁舎)	昭和52年	6,995.00㎡	1,683.50㎡
(佐治町総合支所庁舎)	昭和46年	5,077.00㎡	2,808.39㎡
(気高町総合支所庁舎)	昭和45年	3,366.00㎡	1,419.03㎡
(鹿野町総合支所庁舎)	昭和59年	5,030.80㎡	2,267.29㎡
(青谷町総合支所庁舎)	平成4～5年	23,428.99㎡	3,977.85㎡

市庁舎整備の推進（庁舎整備局）

(1) 本格的な市庁舎整備（耐震対策）の検討

平成20年、21年の耐震診断により、「大規模な地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い」とされた本庁舎（昭和39年建築）と第2庁舎（昭和43年建築）について、本格的な耐震対策の検討を始めた。

市庁舎整備の検討に当たっては、新築と耐震改修の経費比較、庁舎の分散・統合、庁舎の位置や機能など、市民の意見や市議会の審議を踏まえ、段階的に議論を進めた。

平成23年3月に「新庁舎建設に関する基本方針」を公表し、同年6月に建設候補地を旧市立病院跡地（鳥取市幸町）に決定し、10月に市庁舎を旧市立病院跡地に新築統合移転する、「鳥取市新庁舎建設基本計画（素案）」を取りまとめた。

(2) 市庁舎整備に関する住民投票の実施

市庁舎整備に関して、平成23年8月に市民団体から「鳥取市の市庁舎新築移転計画に関する住民投票条例」の直接請求が市長に提出されたが、「○」か「×」かを選択する住民投票では、市庁舎の耐震化についての方向性が示されていないため、市庁舎新築移転計画に反対との結果が出た場合、問題解決にはならないなどを理由に、市議会は同年8月臨時議会で否決した。

しかし、同年9月、問題解決を図るため、市議会は議員提案で住民投票条例を制定し、投票実施を目指すことで各党派が合意した。合意に基づき「住民投票条例検討会」が設置され、「旧市立病院跡地への新築移転案（1号案）」と、「現本庁舎の耐震改修及び一部増築案（2号案）」の2つの選択肢からなる住民投票条例を平成24年3月に可決した。

同年5月、「鳥取市庁舎整備に関する住民投票」が実施された。

〈住民投票結果〉

投票率50.81% 投票総数78,967票 有効投票数78,013票 無効投票数954票

第1号案「旧市立病院跡地への新築移転に賛成」 30,721票

第2号案「現本庁舎の耐震改修及び一部増築に賛成」 47,292票

本庁舎耐震改修等に関する調査研究を目的として、同月市議会に設置された「鳥取市庁舎耐震改修等に関する調査特別委員会」は26回開催され、「現本庁舎の耐震改修及び一部増築案」を検証した。その結果、同年12月「（住民投票の）2号案のままでは実現できないことが明らかになりました。」「住民投票の結果を尊重し、今後も市民の声を取り入れて調査研究を続ける必要がある」と最終報告された。

(3) 鳥取市庁舎整備全体構想（素案）の取りまとめ

市議会の調査特別委員会の最終報告において、具体的な整備の方向性が示されなかったことを受け、市はこれまでの経過を踏まえ、専門的立場から客観的な視点で調査及び審議する「鳥取市庁舎整備専門家委員会」を平成25年1月に条例設置した。同委員会は市民意識調査を実施するとともに、市庁舎整備の方策決定に当たってポイントとなる事例等をまとめ、同年5月「鳥取市庁舎整備に関する報告書」を市長に提出された。

同年6月、市ではこれまで示された市民の意見や意向、同委員会の報告を受けとめ、機能の強化と費用の抑制を両立できる市庁舎整備を実現するため、「鳥取市庁舎整備の基本方針」を公表するとともに、調査検討を踏まえ11月に4つの案を比較した鳥取市庁舎整備全体構想（素案）を取りまとめた。

(4) 旧市立病院跡地を本庁舎の位置と定める条例が可決

平成25年1月に設置された「市庁舎整備に関する調査特別委員会」は、検討の結果、平成26年9月に「本庁舎は「旧市立病院跡地」に新築すべき」と最終報告を行い、同年12月に鳥取市の位置を旧市立病院跡地（鳥取市幸町71）に定める条例が可決された。

(5) 「みんなでつくとっとり市庁舎の考え方（基本計画）」の取りまとめ

平成27年2月、庁内に鳥取市新庁舎建設推進本部を設置するとともに、専門的な立場から意見をいただくため、有識者等からなる「鳥取市新庁舎建設委員会」を設置した。これらに併せて、市民意見の募集結果や市民ワークショップの報告等も参考とし、同年7月に設計の基となる基本計画として「みんなでつくとっとり市庁舎の考え方」を取りまとめた。

(6) 基本設計・実施設計の取りまとめ

基本計画をもとに、基本設計・実施設計業務受託者をプロポーザル審査等を経て選定し、平成27年12月から設計業務に着手した。基本設計については、鳥取市新庁舎建設委員会と市民ワークショップや市民政策コメントの意見等を参考に平成28年8月に取りまとめ、引き続き図面や工事費等の詳細を詰める実施設計を平成29年8月末までに取りまとめることとしている。

(7) 新本庁舎の建設工事の発注方針の決定

平成28年10月、新本庁舎にふさわしい工事の発注方法を専門的な立場から検討するため、有識者等からなる「鳥取市新本庁舎建設工事発注方法等検討委員会」を設置した。同委員会は、平成29年1月までに計4回の議論を行い、その結果、品質や競争性に十分配慮した分離分割発注を採用することなどを提言書にまとめ、同年2月に市長に提出された。この提言を受け、市は同年4月に発注方針を決定した。

(8) 現在の市庁舎整備の取り組み

発注方針に基づき、平成29年度は庁舎棟建築他7件の工事発注を行い、平成31年度の完成を目指して、順次建設工事に着手する予定としている。

中核市移行への移行推進（中核市推進局）

1. 中核市とは（※平成27年4月1日より特例市制度は中核市制度に統合）

中核市とは、都市の人口規模によって定められた日本の都市制度の1つであり、地方分権を推進するため、政令指定都市に次ぐ人口規模の市へ都道府県の事務権限の一部を移譲することで、できる限り住民の身近なところで行政を行うことができるようにした制度である。

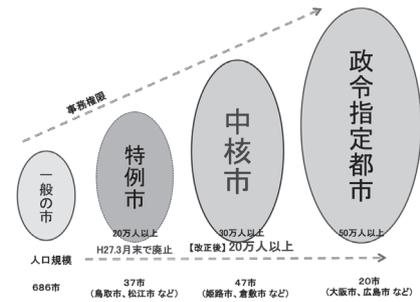
中核市になると、これまで県が担ってきた保健所をはじめとする保健衛生・環境保全・都市計画・教育などの分野の事務権限の一部を行えるようになり、さらに地域の実情にあった本市独自の行政サービスが提供可能となる。

中核市への移行によって、本市の自立性を高め、より質の高い市民サービスの提供に取り組むこととしている。

2. 要件

人口が20万人以上であること。

平成27年4月1日から人口20万人以上に要件緩和。ただし、人口20万人未満であっても、特例市であった市については、平成32年3月末までであれば、中核市への移行が可能である。



3. 中核市への移譲事務

(1) 民生行政に関する事務

- ・ 障害者手帳の交付
- ・ 養護老人ホームの設置認可及び監督
- ・ 母子及び寡婦福祉資金の貸付 等

(2) 保健衛生行政に関する事務（保健所の運営等）

- ・ 結核、新型インフルエンザなど感染症の予防及びまん延防止対策
- ・ 特定疾患（難病）対策
- ・ 精神保健に関する相談
- ・ 飲食店などの営業許可、食品衛生監視指導
- ・ 旅館業、興行場、公衆浴場の営業許可、監視指導
- ・ 理容所、美容所、クリーニング所の開設届出の受理、監視指導
- ・ 狂犬病の予防対策、負傷した動物の収容 等

(3) 環境保全行政に関する事務

- ・ 産業廃棄物処理業の許可、規制及び指導
- ・ 大気汚染、水質汚染に関する施設の届出の受理、監視指導 等

(4) 都市計画行政に関する事務

- ・ 景観計画に基づく規制区域の指定、建物等の外観等に関する届出の受理、勧告及び指導
- ・ 屋外広告物の許可等、屋外広告業の登録 等

(5) 文教行政に関する事務

- ・ 初任者及び経験年数等に応じた教職員の研修
- ・ 重要文化財の管理状況等保存のための調査 等

4. 中核市移行への取り組み

(1) 県市間の事務調整、庁内の推進体制

平成30年4月1日の中核市移行を目指し、平成26年6月に鳥取県知事へ中核市移行に向けた県の協力要請後、鳥取市の中核市移行に関する県・市協議会の開催等、県との移譲事務の調整に取り組んでいる。

庁内では、市長を本部長とした「鳥取市中核市移行推進本部」を平成26年6月から設置し、事業分野ごとに4部会に分け、県の事務事業担当課との調整に取り組んでいる。

(2) (仮称) 鳥取市保健所の設置検討

中核市移行で必要となる保健所の設置にあたり、保健所業務と現在の市の保健センター業務とを一体的に行う、総合的で質の高い保健衛生サービスの提供と、これを機に、駅南庁舎に、保健所・保健センター・子育て支援機能を集め、健康づくりと子育て支援の総合拠点とするよう、有識者などからの提言やご意見を取り入れて、平成27年12月、「鳥取市保健所設置基本構想」を策定した。

中核市移行から駅南庁舎に保健所を設置するまでの間は、保健所業務の福祉保健部門は市のさざんか会館（富安二丁目）を、生活環境部門は県東部庁舎（立川町六丁目）を暫定施設とするよう準備・整備を進めている。

(3) 市民への広報

平成27年度から中核市移行のパンフレットを作成し、市役所の各窓口にて備え付けて来訪者へ配布するほか、地域づくり懇談会、関係機関・各種団体等への説明会・意見交換会などで配布している。

また、とっとり市報を通じてパンフレットの折り込みを行い市内各世帯へ配布したほか、毎月「中核市お知らせコーナー」を設けて広報に努めている。

また、鳥取市公式ウェブサイトでの情報提供、懸垂幕の設置、『SUGO！USAGI（すご！ウサギ）』ロゴを活用した広報、市役所待合所のモニター（画像放映）、市役所窓口や金融機関等の窓口へのミニのぼり旗の設置などによる広報も行っている。

5. 中核市移行スケジュール（見込み）

平成30年4月1日の中核市移行に向けて、平成29年1月25日に総務省及び厚生労働省の事前ヒアリングを受けた。

総務省への中核市指定の申出を行うにあたり、平成29年3月24日に鳥取市議会の議決が得られ、同年4月12日に県知事へ中核市指定の同意を申し入れた。

県議会で中核市指定の同意の議決が得られれば、県知事からの同意書をもって、同年7月頃総務大臣へ中核市指定を求める申出を行う。

中核市指定の閣議決定、政令公布がなされると、鳥取市の中核市移行が正式に決定する。

時 期		内 容
平成28年度	H 29. 1月25日	総務省・校正労働省事前ヒアリング
	2月24日	中核市指定の申出について市議会に議案提出
	3月24日	市議会で中核市指定の申出議案を議決
平成29年度	4月12日	県知事に中核指定の同意を申入れ
	6月9日	県知事が県議会に中核市指定の同意議案を提出
	6月頃	県議会で中核市指定の同意議案を議決
	7月頃	県知事から鳥取市への同意
	7月頃	総務大臣へ中核市指定を求める申出
	11月頃	政令立案（総務大臣） 中核市指定の閣議決定、政令公布
平成30年4月1日		中核市へ移行

広 告 事 業 (財産経営課)

新たな自主財源を確保するため、平成18年度に市ホームページのバナー広告を開始し、平成19年度からは市が発行する各種通知書封筒や公用車両などを広告媒体として提供している。また、平成20年度からは市有施設へのネーミングライツを導入し、さらなる広告事業の拡大を図っている。

主な取り組み

1 各種（通知書）封筒裏面広告

- ・各納税通知書封筒（固定資産税、軽自動車税、市県民税）
- ・市民窓口配布用封筒

2 公用自動車広告

- ・公用自動車 14台

3 市ホームページバナー広告

- ・トップページ7枠、サブトップページ35枠

4 ネーミングライツ

- ・とりぎんバードスタジアム

5 動画広告

- ・モニター6カ所（本庁舎、駅南庁舎）

6 広告付自治体案内図

- ・大型モニター1カ所（駅南庁舎）

財 産 区 (財産経営課)

財 産 区 一 覧

機 関	区 数	名 称
区議会	1	鹿野町鹿野
管理会	54	宇倍野、小河内、八上、北、大村、鷹狩、美成、赤波、用瀬、別府、社、金屋、樟原、川中、川中・樟原、宮原、川中・樟原・宮原、安蔵、屋住、江波、家奥、古用瀬、古市、葛谷・上葛谷、古市・大井、刈地、津無、津野、大井、森坪、葛谷、上葛谷、高山、高山・津野、加瀬木、万蔵、大水、小田、細尾、畑、つく谷、河本、余戸、尾際、中、福園、福園・畑・つく谷、栃原、下大井、日置、日置谷、中郷、青谷、勝部

ファシリティマネジメントの推進 (財産経営課)

高度経済成長並びに人口増加を背景として整備された公共施設が一斉に更新時期を迎え、今後、多額の更新費用が必要となる一方、人口減少や少子高齢化、交付税の段階的削減等によって財政規模の縮減が予測されている。この「公共施設の更新（老朽化）」問題に対応しつつ、公共サービスを維持・向上していくために、中長期的な視点から公共施設のあり方を見直していく必要がある。

本市では、この取り組みを総合的かつ経営的な視点をもって推進するにあたり、平成25年度よりファ

シティマネジメントの手法を導入している。

1. 「鳥取市公共施設白書」の作成（平成25年度）

公有財産台帳に掲載している施設を対象として、各種の施設データを白書としてまとめた。併せて、今後50年間で必要となる施設更新費用を試算し、公表した。（全ての施設を現状のまま保有すると仮定した場合、約3,274億円）

2. 「鳥取市公共施設の経営基本方針」の策定（平成26年度）

新しい公共施設経営（施設の再配置、総量縮減、維持保全等）を推進するため、本市におけるファミリーマネジメントの取り組みの骨子となる「鳥取市公共施設の経営基本方針」を策定。

○公共施設経営の3つの目的

- （目的1）公共サービスの維持・向上
- （目的2）安全・安心な市民生活
- （目的3）次世代の負担軽減

○目的を達成するための8つの戦略

- （戦略1）公共施設を最大限に活かす！
- （戦略2）施設分類別に方向性を定める！
- （戦略3）公民連携でWin-Winのカタチをつくる！
- （戦略4）未来に向けた施設配置に努める！
- （戦略5）予防保全への転換を図る！
- （戦略6）中長期的な視点で生涯経費を縮減する！
- （戦略7）必要な財源を確保する！
- （戦略8）管理から経営に発展する！

○具体的な数値目標

今後40年間で施設総量の29%（延床面積ベース）を縮減

3. 「鳥取市公共施設再配置基本計画」の策定（平成27年度）

「鳥取市公共施設の経営基本方針」をふまえ、各施設における“公共サービス提供のあり方”や“今後の施設の方向性”等について現時点での市の考え方を示した「鳥取市公共施設再配置基本計画」を策定。

4. 「鳥取市公共施設等総合管理計画」の策定（平成27年度）

総務省からの要請に基づき、公共施設及びインフラ（道路・橋りょう・上下水道等）を含めた公共施設等の現状と課題をまとめ、今後のマネジメントの方針を定めた「鳥取市公共施設等総合管理計画」を策定。

5. 市民との情報共有の取り組み

- 出前座談会の開催（13回開催）
- マンガ風リーフレットの作成
- 市民及び職員に向けた講演会を開催
- 広報用DVDの作成（小中学校、図書館、地区公民館に配布）

6. 施設保全の取り組み

限られた財源の中で、施設修繕を効率的かつ効果的に行うため事前協議制度を導入し、技術的な視点を含めた修繕優先度判定を行い予算編成に反映。

施設の安全性を確保するため、施設担当者を対象とした施設点検の実地研修を実施。

地籍調査事業（財産経営課）

地籍調査とは、国土調査法に基づき全国各地で実施されている事業で、一筆毎の土地について現地調査と測量を行ない、新しく地籍図と地籍簿を作成し、土地の位置・形・地目・面積などを明らかにするための調査である。

鳥取市の全面積765.66km²のうち国有林、水面、湖沼の82.15を除いた683.51km²が調査対象面積で、平成28年度末の実施済面積は154.03km²、進捗率は22.54%となっている。

（単位：km²）

鳥取市 全体面積	調査 除外面積	要調査 面積	地籍調査実施済面積			進捗率 (%)
			地籍 調査面積	19条5項 指定面積	計	
765.66	82.15	683.51	132.23	21.80	154.03	22.54%

危機管理対策（防災調整監）

1. 防災、国民保護及び防犯対策向上を目指す主な取り組み

(1) 「9月10日」は鳥取市防災の日

昭和18年9月10日に発生した鳥取大震災の経験と教訓を後世の市民に継承し、市民の防災意識の向上を図るとともに、災害に対する備えを充実・強化するため、地震から70年を迎えた平成25年12月に、「9月10日」を鳥取市防災の日に制定した。

(2) 自主防災組織に対する取り組み

町内会及び集落等を単位として、市民が自主的に組織する自主防災組織が、情報の伝達、初期消火、避難・誘導、炊き出し等の防災訓練を行うための活動費や消火器購入費等の助成を行っている。

また、防災に関する専門知識と豊富な経験を有する防災コーディネーターを配置し、自主防災組織の結成や訓練実施等の支援、また防災関係団体との連携や協力関係の構築等の体制整備を行っている。

平成20年5月、これまで地域ごとに活動していた旧市域と新市域の自主防災会連合会の組織及び助成金等制度の統合を図り、各自主防災会相互の情報交換や交流が活発に行われている。

平成21年度より、地域の防災リーダーを養成、登録し、その中から地区公民館単位に防災指導員を委嘱、指導員とリーダーが協力して地域の防災力の向上や自主防災会の活動支援を行っている。

- ① 自主防災活動助成 年2回以上の防災訓練を実施した自主防災会に対し、18千円を限度に補助
- ② 器具購入等助成 消火器購入、消火薬剤詰替及びホース格納箱更新費用の一部を助成
平成20年度から、実火災に使用した消火器の薬剤詰替費用の全部助成

- ③ 地区防災講習助成 地区主催の自主防災会長を対象とした講習会費用として、10千円を補助
- ④ 地区防災訓練助成 地区主催の実動を伴う訓練費用として、20千円を基本額に訓練参加防災会数に応じて5千円から15千円を加算した額を補助
- ⑤ 小型ポンプ修繕費助成 平成21年度から、自主防災会が維持管理する消防用小型ポンプの更新（平成27年度から対象）・修繕費用の2分の1を補助（上限100千円）
- ⑥ 防災資機材整備費補助 平成26年度から平成29年度までの4年間、自主防災会組織が整備する防災資機材の整備費を補助（1回限り、上限50千円）

(3) 防災行政無線の整備

合併により市域が拡大したことに伴い、平成17年度に合併町村における既設防災行政無線の統合化を図り、本庁と各総合支所の非常通信体制の確保を図った。

防災行政無線が未整備であった鳥取及び国府地域についても、災害情報の主要な伝達手段を確保するため、平成18年度に実施設計、平成19年度から平成22年度までの4年間で、デジタル式同報系防災行政無線の整備を行い、平成22年9月1日より全面運用開始した。

なお、平成26年度から、全市域のデジタル化整備に向けて事業を推進している。

(4) 国民保護に対する取組み

平成18年に策定した鳥取市国民保護計画を、国及び県の修正に伴い、平成24年度に一部改正を行った。また、この計画に基づく実動訓練について、平成19年度以降、緊急対処事態に伴う住民避難訓練を中心に、次のとおり実施している。

年度	実施地域	摘 要	年度	実施地域	摘 要
19	青谷地区	県と共催	24	豊実地区	
20	福部地区		25	国府地区	
21	気高地区		26	鹿野地区	
22	久松地区	県と共催、未実施	27	佐治地区	
23	末恒地区		28	*	

(5) 鳥取市総合防災訓練等の取組み

昭和18年の鳥取大震災を教訓に、地震による災害発生を想定し、災害時における救助活動等の円滑化及び防災意識の高揚等を図るため、昭和53年から、毎年9月10日に鳥取市総合防災訓練を実施している。平成19年度からは合併地域を中心会場の一つに加えて実施している。

平成28年度は、44機関、自主訓練も含め、約12,000名が訓練を行った。

(6) 自主防犯活動に対する取組み

平成18年1月に施行した「鳥取市安全で安心なまちづくり推進条例」及び同条例に基づき策定した「鳥取市安全で安心なまちづくり基本計画」により、犯罪発生の未然防止のための施策を計画的に推進している。平成27年度には平成28年度から10年間の基本計画を新たに策定したところである。

さらに、条例の実効性を確保していくため、「鳥取市安全で安心なまちづくり実施計画」を定め、市民、事業者、警察、その他関係団体等の連携を図りつつ、個別具体的に必要な取組みをすすめていく。

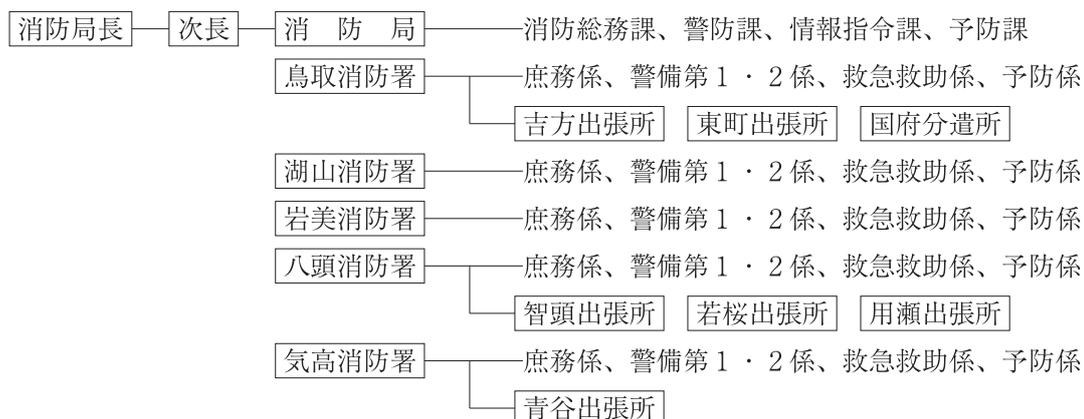
2. 消 防 体 制

(1) 消 防 体 制

常備消防については、鳥取県東部地区市町（1市4町）で鳥取県東部広域行政管理組合を設立し運

営している。

《鳥取県東部広域行政管理組合消防局》



職員数：消防局59人，署149人，出張所94人，分遣所10人

(2) 消防団

消防団組織 9地区団 51分団 (平成29年4月1日現在)

階級	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計	条例定数
団員数	1	5	66	51	67	205	904	1,299	1,354

(備考) 分団長に地区団長及び副地区団長を含む。

(3) 消防機械

(平成29年4月1日現在)

区分	ポンプ自動車	水槽付ポンプ車	自給式ポンプ車	はしご付消防車	化学消防車	救助工作車	救急自動車	指揮車	査察広報車	連絡車	その他	オフロードバイク	付積載ポンプ車	小型動力ポンプ
消防局	13	11	2	2	2	13	7	10	3	5	-	-	-	-
消防団	45	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	8	39	

(4) 火災発生状況

(平成28年中)

火災件数	44件	68件	建物焼損棟数・面積	53棟・2,451㎡	77棟・3,675㎡
うち建物火災	29件	44件	林野焼損面積	9a	9a
林野火災	2件	2件	死者	2人	4人
車両火災	2件	3件	負傷者	11人	16人
船舶火災	-	0件			
その他	11件	19件	損害額	103,670千円	141,698千円

(注) [] は、東部管内全体の数字を表す。

住民事務（市民課）

市民課では、戸籍事務、住民基本台帳事務、印鑑登録事務などを取り扱っている。

1. よりよい窓口事務をめざして

① 合併に伴う窓口の配置

平成16年11月の合併に伴い、駅南庁舎市民課及び各総合支所市民福祉課（8カ所）と市民課証明コーナー（本庁舎）の計10カ所でほとんどのサービスがどの窓口でも均一に受けられるように配置した。

② 事務の電算化

事務処理の正確性・迅速性の向上のため、住民基本台帳事務は昭和59年2月、印鑑登録事務は平成元年1月、戸籍事務は平成13年3月から電算化を実施した。

③ 本人確認の実施

「なりすまし」を防ぎ、個人情報を保護するため、平成17年10月から本人確認書類の提示を求めることとした。

④ 住民基本台帳ネットワークシステムのサービス開始

住民基本台帳ネットワークシステムが整備されたことにより、平成14年8月から第1次サービスとして、パスポートの申請時の住民票の写しや年金の現況届など各種公的手続きにおける証明が省略化され、また、平成15年8月からは住民票の広域交付や住基カードの交付（平成27年12月終了、機能は個人番号カードに移行）などの第2次サービスを開始した。

⑤ 公的個人認証サービスにおける電子証明書の交付

e-Taxなどの電子申請等における「なりすまし」や「申請内容の改ざん」を防ぐため、平成16年1月から電子証明書の交付を開始した。

2. 市民ニーズに応じていくために

① 郵便局との業務提携

平成14年4月から鳥取湖山北郵便局、平成18年11月から宝木郵便局で、戸籍謄抄本、住民票の写し、印鑑証明の受付交付業務（本人及び同一戸籍、同一世帯のものに限る）を開始した。

② 取扱時間の拡大

市民の利便を図るため、平成3年4月にJR鳥取駅構内に行政サービスコーナーを設置し土日の取扱いを開始し、さらに、平成15年3月からは平日の取扱時間を午後7時まで延长了。

その後、平成16年11月の市民課の駅南庁舎への移転に伴い、本庁舎に市民課証明コーナーを開設し、業務を引き継いだ。

③ ホームページからの申請書ダウンロード

あらかじめ申請書を自宅等で記入して窓口にくられるよう、また、遠隔地からの郵便請求に対応できるように鳥取市公式ウェブサイトの申請書ダウンロードサービスを平成17年6月から開始した。

3. 新しいサービスの開始

① 外国人住民制度の開始

平成24年7月9日から、外国人住民も日本人と同じく住民基本台帳法の対象となり、これにより、行政手続やサービスの合理性が図られるとともに、外国人住民の利便性が向上した。

平成25年7月からは、住基ネットサービスの利用が開始となった。

② 本人通知制度の開始

事前に登録することにより、住民票の写し等を第三者に交付した場合に、交付されたことを本人に通知する本人通知制度を平成24年8月15日から施行した。これにより、不正請求の抑止などへの効果が期待される。

③ 申請書の統合

平成26年4月1日から、窓口における申請用紙のうち、住民票の写し、戸籍、印鑑登録証明書の各申請書を一体化した。これにより、申請の際、住所、氏名などの記入が一度で可能となった。

④ 鳥取市オリジナル「婚姻届」及び「出生届」用紙の作成

平成26年12月15日から、人生最大のライフイベント「結婚」がより思い出に残るものとなることを期待して、因幡の白うさぎをモチーフにした鳥取市オリジナル婚姻届用紙の配布を開始した。

また、平成29年9月からは、新たな家族の誕生を祝福し、ベビーすご！うさぎをモチーフにした鳥取市オリジナル出生届用紙の配布を開始する。

いずれの用紙も鳥取市に愛着を持っていただけることが期待される。

⑤ 市民総合窓口の試行

住民情報系システムの再構築及びマイナンバー制度の利用開始に伴い、ライフイベントに伴う手続きを集約し、まとめて受付する市民総合窓口化を実施する。(平成28年9月試行開始予定)

⑥ 個人番号（マイナンバー）カードの交付

平成27年10月から申請が開始、平成28年1月から順次交付されている。マイナンバーは社会保障、税、災害対策の行政手続き等で広く利用されていく。

⑦ コンビニ交付の導入

平成29年6月より、住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄抄本等の証明書が、全国のコンビニで取得できるよう導入を図る。

世帯数・人口等（3月31日現在）

種別 \ 年度	27年度	28年度	対前年比
世帯数	78,100	78,134	100.0%
人口数	189,986	188,894	99.4%
本籍数	87,435	87,100	99.6%
本籍人口数	213,462	211,898	99.3%

各種証明書・届出等取扱件数（有料分）

種別\年度		27年度	28年度	対前年比
証 明 書 等	戸籍謄抄本	33,476	29,878	89.3%
	除籍謄抄本	22,755	21,326	93.7%
	その他戸籍証明	2,506	2,575	102.8%
	住民票の写し	82,839	81,510	98.4%
	住民票広域交付	42	155	369.0%
	戸籍の附票	4,243	4,165	98.2%
	記載事項証明等	2,106	2,139	101.6%
	閲覧	1,051	1,250	118.9%
	住基カード	620	0	-
	個人番号カード	0	20	-
	通知カード	0	1,613	-
	印鑑証明	54,635	54,179	99.2%
	税証明	43,987	40,686	92.5%
	自動車臨時運行許可	2,000	2,007	100.4%
	公的個人認証	171	38	22.2%
小計	250,431	241,541	96.5%	
戸 籍	出生	1,781	1,644	92.3%
	死亡	2,196	2,180	99.3%
	婚姻	915	827	90.4%
	離婚	295	279	94.6%
	養子縁組	142	105	73.9%
	養子離縁	30	41	136.7%
	入籍	304	296	97.4%
	転籍	396	331	83.6%
	その他	404	398	98.5%
	小計	6,463	6,101	94.4%
住民登録※	転入	3,780	3,848	101.8%
	転出	4,398	4,134	94.0%
	転居	4,793	4,198	87.6%
	その他	1,219	1,059	86.9%
	小計	14,190	13,239	93.3%
印鑑	印鑑登録・変更・廃止	4,906	4,878	99.4%
	登録証再交付	1,716	1,691	98.5%
	小計	6,622	6,569	99.2%
合計	277,706	267,450	96.3%	

※住民登録の平成28年度欄は、平成28年1月1日から12月31日までの件数

市 税 (総務調整局)

1. 市 税 内 訳 (市民税課・固定資産税課)

(単位：千円)

区 分	平成28年度(当初)予算(A)	構成比	平成29年度予算(B)	構成比	伸び率B/A
市 民 税	9,864,352	43.46%	10,065,473	43.96%	102.04%
(個人)	8,030,389	35.38%	8,117,180	35.45%	101.08%
(法人)	1,833,963	8.08%	1,948,293	8.51%	106.23%
固 定 資 産 税	10,493,626	46.23%	10,470,337	45.72%	99.78%
軽 自 動 車 税	511,751	2.25%	546,457	2.39%	106.78%
市 た ば こ 税	1,292,937	5.70%	1,283,020	5.60%	99.23%
入 湯 税	18,810	0.08%	18,944	0.08%	100.71%
都 市 計 画 税	518,524	2.28%	515,769	2.25%	99.47%
合 計	22,700,000	100.00%	22,900,000	100.00%	100.88%

2. 市税の収入状況 (徴収課)

(単位：円,%)

税 目	平成27年度決算 (平成28年5月31日現在)			平成28年度決算 (平成29年5月31日現在)			
	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	
現 年 課 税 分	市 民 税	10,036,336,200	9,934,222,026	98.98	10,102,519,100	10,005,540,448	99.04
	固定資産税	10,534,120,000	10,410,412,125	98.83	10,635,617,000	10,511,579,601	98.83
	軽自動車税	452,805,400	446,865,613	98.69	534,992,300	526,201,600	98.36
	市たばこ税	1,364,778,606	1,364,778,606	100.00	1,336,602,793	1,336,602,793	100.00
	入湯税	19,354,350	19,329,750	99.87	20,158,350	19,964,850	99.04
	都市計画税	521,135,900	514,954,390	98.81	524,021,700	517,843,257	98.82
滞 納 繰 越 分	1,134,218,597	251,541,333	22.18	935,988,509	207,953,418	22.22	
計	24,062,749,053	22,942,103,843	95.34	24,089,899,752	23,125,685,967	96.00	

3. 平成28年度個人市民税課税状況 (市民税課)

(1) 課税標準段階別

区 分	納税義務者数 (人)	構成比	総所得金額等 (千円)	所得控除額 (千円)	課税標準額 (千円)	算出税額 (千円)	構成比
10万円以下	3,904	4.85%	3,909,980	2,499,955	1,410,025	47,757	0.61%
10万円超100万円以下	34,313	42.63%	47,031,422	27,633,933	19,397,489	1,142,736	14.47%
100万円超200万円以下	21,864	27.16%	54,009,730	22,604,708	31,405,022	1,872,331	23.71%
200万円超300万円以下	10,098	12.55%	39,210,496	14,179,487	25,031,009	1,496,203	18.95%
300万円超400万円以下	5,638	7.00%	28,611,724	9,171,952	19,439,772	1,160,500	14.70%
400万円超550万円以下	2,523	3.13%	16,409,849	4,561,245	11,848,604	701,903	8.89%
550万円超700万円以下	755	0.94%	6,231,064	1,494,621	4,736,443	281,116	3.56%
700万円超1,000万円以下	624	0.78%	6,487,704	1,294,433	5,193,271	309,755	3.92%
1,000万円超	774	0.96%	17,351,963	1,804,272	15,547,691	883,446	11.19%
合 計	80,493	100.00%	219,253,932	85,244,606	134,009,326	7,895,747	100.00%

区分	税額 控除額等 (千円)	調整 控除額 (千円)	住宅借入金 等特別税 額控除額 (千円)	寄附金税額 控除額 (千円)	配当割額及び 株式等譲渡所得 割額の控除額 (千円)	所得割額 (千円)	構成比
10万円以下	12	4,685	7	293	323	42,437	0.56%
10万円超100万円以下	2,644	80,142	12,410	1,094	1,794	1,044,652	13.78%
100万円超200万円以下	1,398	52,723	45,366	3,517	3,877	1,765,450	23.29%
200万円超300万円以下	864	16,865	21,163	4,938	2,523	1,449,850	19.13%
300万円超400万円以下	431	8,457	2,659	4,555	1,577	1,142,821	15.08%
400万円超550万円以下	436	3,787	89	5,618	1,087	690,886	9.12%
550万円超700万円以下	466	1,132	0	1,916	720	276,882	3.65%
700万円超1,000万円以下	298	936	0	3,001	861	304,659	4.02%
1,000万円超	1,028	1,159	0	15,787	4,226	861,246	11.36%
合計	7,577	169,886	81,694	40,719	16,988	7,578,883	100.00%

(2) 所得区分別

区分	納税義務者数 (人)	構成比	総所得金額等 (千円)	所得控除額 (千円)	課税標準額 (千円)	算出税額 (千円)	構成比
給与等	64,655	80.32%	180,571,144	70,722,041	109,849,103	6,588,330	83.44%
営業等	3,005	3.73%	9,928,476	3,433,356	6,495,120	389,585	4.93%
農業	225	0.28%	571,440	256,879	314,561	18,864	0.24%
その他	11,921	14.81%	20,601,994	9,976,549	10,625,445	637,038	8.07%
小計	79,806	99.15%	211,673,054	84,388,825	127,284,229	7,633,817	96.68%
譲渡	687	0.85%	7,580,878	855,781	6,725,097	261,930	3.32%
合計	80,493	100.00%	219,253,932	85,244,606	134,009,326	7,895,747	100.00%

区分	税額 控除額等 (千円)	調整 控除額 (千円)	住宅借入金 等特別税 額控除額 (千円)	寄附金税額 控除額 (千円)	配当割額及び 株式等譲渡所得 割額の控除額 (千円)	所得割額 (千円)	構成比
給与等	4,283	131,942	79,699	31,969	3,330	6,337,107	83.62%
営業等	86	6,963	1,574	2,937	179	377,846	4.99%
農業	0	662	2	62	0	18,138	0.24%
その他	2,526	29,124	315	2,329	4,019	598,725	7.90%
小計	6,895	168,691	81,590	37,297	7,528	7,331,816	96.74%
譲渡	682	1,195	104	3,422	9,460	247,067	3.26%
合計	7,577	169,886	81,694	40,719	16,988	7,578,883	100.00%

4. 納税奨励 (債権管理課)

市税口座振替税目別加入状況 (平成29年当初賦課時)

税目	納税義務者数	利用者数	割合
市県民税(普徴)	23,797人	4,474人	18.80%
固定資産・都市計画税	76,508人	26,365人	34.46%
軽自動車税	82,842件	13,234件	15.97%

情報政策（情報政策課）

1. 電子自治体の推進

(1) 鳥取市情報化推進方針

本市の情報化施策を総合的・効率的に推進するため、情報化推進本部（本部長：市長）、その下部組織として情報化推進委員会（委員長：総務調整局長）を設置しており、平成26年度に改定した鳥取市情報化推進方針（平成27年度から5年間を対象とする）に基づき、情報化を推進している。

(2) 地域情報化

平成13年9月に市内の公共施設を高速通信網で接続する地域イントラネットを構築した。

同時にスポーツ施設予約システムを整備し、インターネット上から市営の野球場やテニスコート等予約できるようにしてきたところであり、また、平成14年7月より地域ふれあいサイト構築支援事業を開始した。これは、地域コミュニティによる情報発信、情報交流のさらなる活性化を目的とした地域の自主的なホームページ作成活動に対し、鳥取市がホームページの掲載エリアを提供するものである。（ホームページエリアは市内61地区公民館単位に領域を開放）

平成24年3月には、スマートフォンなどの携帯端末の普及に対応した市民・本市来訪者の情報収集・情報発信の利便性を向上による魅力あるまちづくりの一環として、本市の主要公共施設に無線LANを利用したインターネット接続環境を整備し、後年に利用可能施設の拡大を順次行った。（利用可能施設：111施設）

平成25年1月には前述の施設予約について県と共同利用による新たなシステムを導入するとともに、平成25年4月からは利用施設を文化施設にまで拡大した。

平成29年2月には市が保有する各種情報データを地図情報としてわかりやすく提供するための公開型地理情報システム（GIS）や市民が二次利用しやすい形で提供するオープンデータの運用を開始した。

2. 情報格差の是正

(1) 新市広域CATV網整備

市町村合併に伴うエリア拡大による情報格差の解消を図るための重要なインフラとして、平成16年度から平成18年度の3年間で全市域にケーブルテレビ網を整備し、各家庭に接続。平成22年10月には、CATVコミュニティチャンネルを利用し、コミュニティデータ放送を開始した。今後も、双方向などの各種サービスを提供していく。

【事業概要】

（単位：千円）

年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	合計	
事業費	71,400	3,138,212	770,816	3,980,428	
財源	起債	62,100	2,776,200	708,400	3,546,700
	県交付金	2,988	106,579	27,688	137,255
	一般財源	6,312	255,433	34,728	296,473

【整備内容】

サブセンター（中継局）4箇所、幹線光ファイバーケーブル232km、
幹線同軸ケーブル242km、分配線同軸ケーブル354km、光伝送受信装置124台
双方向幹線分岐線増幅器1,152台・双方向延長増幅器982台・無停電装置753台

【加入状況】

(平成29年 3月現在)

新市エリア

市全体

ケーブルテレビ加入数 11,913件 加入率 74.8% 56,787件 74.0%

(2) 移動通信用鉄塔施設整備

日常生活に不可欠なインフラとしての携帯電話の不感地区を解消するため、過疎地域・辺地などへの国庫補助事業等を利用して、移動通信用鉄塔施設を整備する。平成22年度までに20局を整備し、本市における不感地区（集落のあるところ）はすべて解消した。

3. 情報セキュリティ対策

平成16年度に策定した情報セキュリティポリシー、並びにシステム別の情報セキュリティ実施手順に基づいて、物理的な情報の保護対策と情報を利用する職員のモラル向上を図っている。

平成21年度より、情報セキュリティ内部相互監査を始めた。

平成22年度より、ICT部門の業務継続計画（BCP）の策定を開始し、平成24年度には大規模地震を想定した計画を策定した。

平成27年度には、マイナンバー制度の導入に適合した情報セキュリティポリシーの改訂を実施した。

平成28年度には、業務システムを利用する庁内ネットワークからインターネットの分離や、セキュリティ監視機能を県内自治体で共同運営する「自治体情報セキュリティクラウド」に接続し、インターネットを含めた外部からの脅威に対しセキュリティ対策を強化した。

4. 電算事務の促進及び運用管理

(1) 住民情報系システムの運用管理

電算事務の運用（処理）に必要な電子計算組織（ハードウェア及びオペレーティングシステム）及び安全設備、後処理機、空調機等の確保並びにこれらの正常な稼働の確保に努めている。

平成28年1月にはホスト系システムからオープン系システムへ再構築するとともに、一元管理を始めた。

(2) 情報システムの開発、機能変更、運用管理

業務主管課における情報システムの開発、機能変更の支援並びに情報システムの適切な運用管理を行っている。

平成27年度には全庁統合型地理情報システム（GIS）の運用を開始した。

平成27年度には庁舎外に庁内システム用のクラウドサーバを構築し、各システム更新にあわせて順次移行することで、安定稼働の確保に努めた。

(1) 情報の適切な管理

個人情報の適切な管理及び目的外利用防止のため、個人情報の利用状況を記録している。

(2) 記録情報の保護

記録情報の定期的なバックアップの更新並びに耐火金庫への保管により記録情報の保護を図っている。平成24年3月からは、バックアップ媒体を河原町総合支所の金庫への保管を開始するとともに、平成28年1月からは、住民情報系システムのネットワーク型遠隔バックアップ機能を導入し災害時に備えている。

建設業者格付・入札（検査契約課）

1. 建設業者の格付

平成17年度に本市独自の建設業者格付制度を導入し、2年間有効な入札参加資格のうち土木一般など6工種で格付を行っている。

平成28年度においては、市発注建設工事の成績、優良工事表彰の実績、業者の技術力などを基にした平成27・28年度格付を運用するとともに、平成29・30年度の格付について、平成29年4月の適用に向けて、関係機関と協議し、格付要件を見直すなど、適正な格付制度の確立に努めている。

2. 入札制度の適正化

入札参加資格に関する調査、入札・契約に関する規則等の改正、新たな制度の試行などにより、入札制度全体の適正化を図っている。

平成28年度は、入札後の積算に関する質問期間の設定やその手続きなどについて定めることにより入札の透明性の向上に努めた。

また、建設工事に係る前払金の用途拡大への早期対応など、入札・契約制度の適正化に努めている。

3. 入札等審査委員会

市が発注する建設工事等の透明性、客観性を確保するため、学識経験者等の第三者で構成する入札等審査委員会を設置している。委員会では、入札及び契約手続きに関する要綱等の改正、談合情報の調査結果等について審議し、市長への意見具申を行っている。

4. 優良工事表彰制度

市発注の建設工事全般を対象とした優良工事表彰制度を導入し、建設業者の施工意欲及び施工能力の向上と、工事品質の向上を図っている。

5. 小規模修繕等契約希望者登録制度

本市が発注する1件あたり50万円未満の小規模な修繕等の契約について、市の建設工事入札参加資格を受けていない者で、市内に主たる事業所を有する小規模事業者を対象に、2年間を登録期間とした制度を設け、登録業者への発注促進を図っている。